

令和2年4月20日
運転免許センター

運転免許関連業務の一時休止による新型コロナウイルス感染症対策
の推進について

県内の新型コロナウイルス感染症の罹患者の増加している現状を踏まえ、下記のとおり運転免許関連業務の一部を休止するので御理解と御協力をお願いします。

記

1 休止期間

令和2年4月22日（水）から当分の間

2 業務の内容

運転免許関連業務の休止により、運転免許センター、警察署、幹部交番、交番、駐在所及び自動車教習所において実施する運転免許関連業務の種類、実施場所及び措置については、別表のとおりです。

3 郵送による運転免許証の有効期間延長手続きの活用について

運転免許証の有効期間が延長できる対象者については、運転免許証の有効期間の末日が令和2年4月30日から令和2年7月31日までの方に拡大しています。

新型コロナウイルスの感染防止には「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けることが重要ですので、更新期限が迫っている方は、郵送による有効期間の延長手続きをとっていただきますようお願いします。

郵送による申請要領は、三重県警察ホームページを御覧ください。

※ 4月20日

運転免許証の更新可能期間の延長を希望される方へ

～ 代理人による申請及び郵送による申請の受理 ～

4 感染防止対策

運転免許センター及び警察署では、換気、マスクの着用（咳エチケット）、手指の消毒、机・カウンター・ボールペン等の消毒を行っています。また、受付や講習会場の座席の間隔を広げたり、窓口で周囲の人と間隔を開けるよう声掛けをしています。

運転免許センターや警察署に出向く際は、マスクの着用と周囲の人と可能な限り距離をおいていただくようお願いします。

体調が優れないときは、決して無理をしないでください。

万が一、気分が悪くなったり、体調に異変が生じたときは、近くの職員に申し出てください。

詳しくは、運転免許センター（059-229-1212（代））までお問い合わせください。

別表

運転免許関連業務の一時休止措置

①業務の種類	②実施場所	③措置
更新	運転免許センター 各警察署 各幹部交番	休止
更新時講習	運転免許センター 各警察署	
高齢者講習	各自動車教習所	
認知機能検査	各自動車教習所	
申出による有効 期限延長措置	運転免許センター (窓口及び郵送) 各警察署	継続
特定失効者の再 取得	運転免許センター 各警察署	
学科試験	運転免許センター 三重県熊野庁舎	
技能試験	運転免許センター	就職活動に必要であるなどやむを得ない事情がある希望者のみ継続
その他の試験 (限定解除等)	運転免許センター	
原付講習	運転免許センター 尾鷲・熊野・紀宝署	
外国免許切替	運転免許センター	
国外免許証発行	運転免許センター 尾鷲・熊野・紀宝署	継続
記載事項変更	運転免許センター 各警察署	
免許証再交付	運転免許センター 各警察署	
免許証自主返納 ・運転経歴証明 書の発行	運転免許センター 各警察署 各幹部交番、各交番駐在所	
停止処分者講習	運転免許センター	
取消処分者講習	三重中央自動車学校	
違反者講習	三重中央自動車学校	
初心運転者講習	三重中央自動車学校 その他の自動車教習所	休止
取得時講習	三重中央自動車学校 その他の自動車教習所	就職活動に必要であるなどやむを得ない事情がある希望者のみ継続 休止